

高山市緑の基本計画

令和7年3月

高 山 市

目次

第1章 計画の基本的事項

- 第1節 緑の基本計画について 1
- 第2節 緑のもつ様々な機能 3

第2章 緑の現状と課題

- 第1節 地域の特徴 4
- 第2節 高山市の緑の現状 5
- 第3節 緑に関する情勢等 12
- 第4節 緑に関するこれまでの取り組みと課題 13

第3章 基本理念と将来像

- 第1節 基本理念 18
- 第2節 緑の将来像 19

第4章 基本方針と目標

- 第1節 基本方針 21
- 第2節 目標水準の設定 23

第5章 将来像実現のための施策

- 第1節 施策の体系 24
- 第2節 施策の展開 25

第6章 計画の推進

- 第1節 計画の推進体制 34
- 第2節 市民・事業者・行政の役割 35

参考資料

- 用語の解説 36

※本文における緑の現状の数値等は、令和6年度現在の最新のものを使用しています

～市の木・市の花～

高山市の木：イチイ

イチイ科

常緑針葉樹高木で高さ 10m から 15m に成長します。針葉は平たくほぼ 2 列に並びます。

「一位」の由来は、この木で作った笏(しゃく)を朝廷に献上したところ、他の材で作られたものより美しく質が高かったので、「正一位」という最高の位を与えられたという説などが伝えられており、一位一刀彫の材料として用いられます。



市の木：イチイ

高山市の花：コバノミツバツツジ

ツツジ科ツツジ属

野山に生える落葉低木で高さ 2m から 3m になります。よく枝分かれして、枝先に葉が輪のようにはえ、4 月から 5 月ごろ、葉の開く前に 1 個から 3 個の紅紫色の花を咲かせます。



市の花：いちばんつつじ
(和名 コバノミツバツツジ)

第1章 計画の基本的事項

第1節 緑の基本計画について

(1) 計画策定の背景

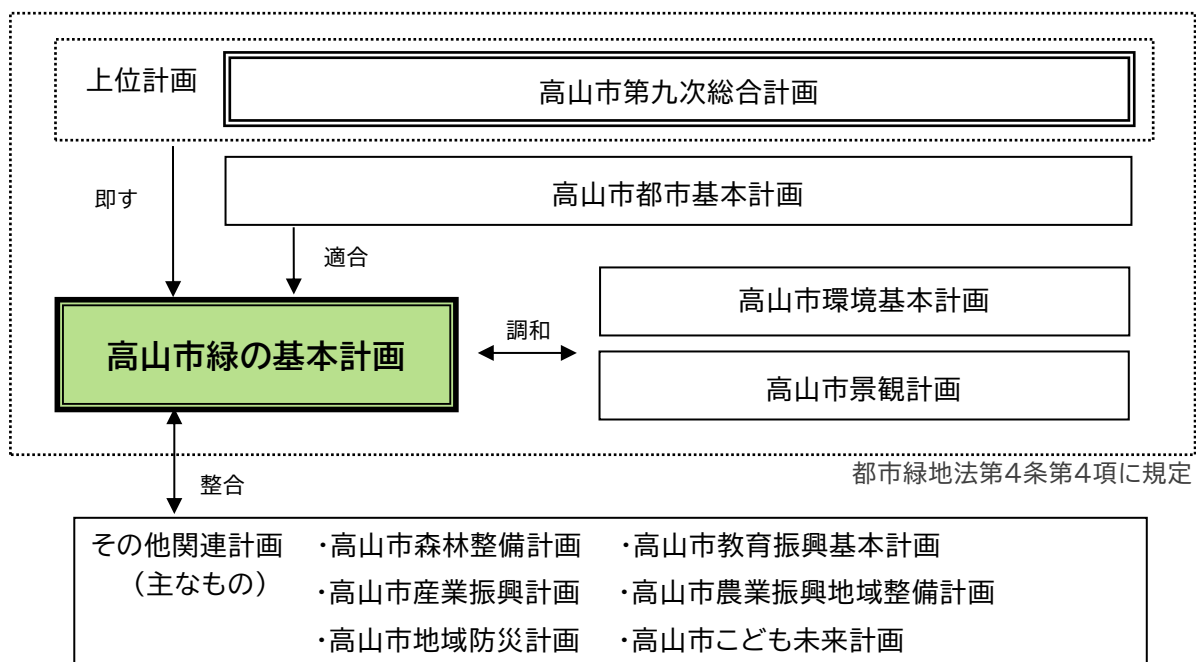
「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的かつ計画的に実施するために市町村が定めることができる計画です。

公園整備や公共施設の緑化のほか、民間施設における緑化や緑化活動への市民参加の促進などを含む緑に関する基本的な方針を定めるもので、高山市の緑を守り育てる条例第6条では、緑化の推進及び緑地の保全に関する基本方針や実施計画等を定め、その実施に努めることとしています。

前計画期間(令和4年度から令和6年度まで)の終了に伴い、市民の緑に関する意識や取り組み状況を踏まえるとともに、第九次総合計画をはじめ各種計画との整合、社会情勢の変化に対応した新たな計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は本市の緑のまちづくりを進めるための総合的な計画であり、「高山市第九次総合計画」に即し、「高山市都市基本計画」に適合するとともに、「高山市環境基本計画」や「高山市景観計画」との調和及びその他関連計画との整合を図っています。



(3)対象とする緑

本計画の対象となる「緑」は、樹木や草花などの植物のみを対象とするのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も対象とし、公園、広場、樹林地、農地、河川まで含む広義なものとしします。

(4)計画対象区域

日本一広い面積を有する本市には、市域の約92%を占める広大な森林があり、それぞれの地域に様々な特徴をもつ緑がたくさんあります。また、その地域性から、市域全体の一体感の醸成を図りつつ、地域の特性に応じた施策を展開する必要があります。

こうしたことを踏まえ、都市緑地法では、主として都市計画区域内を対象区域として計画を定めることとされていますが、本計画では市全域を計画対象区域として定めます。

(5)目標年次

本計画の目標年次は、令和11年度とします。

緑の基本計画の変遷

緑の基本計画の策定・見直しの経緯

平成13年3月	計画の策定	豊かな緑を守り育て、次世代に引き継ぐため、高山市緑の基本計画を策定
平成22年3月	計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 対象区域を都市計画区域から市全域に変更 生物多様性保全などの新たな考え方を取り入れ、緑による環境保全について記載
平成27年3月	計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 保全、創出、活用、協働の4つの視点で体系的に位置づけ 緑の維持や質の向上に関する施策や豊富な森林資源の有効活用に関する施策を反映
令和4年3月	計画の見直し	<p>社会情勢の変化への対応、関連計画との整合を図るため見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働による取り組みの強化 防災の視点からの取り組みの強化 既存公園の機能分化・適正配置や新たな公園整備の検討 SDGsの推進に向けた取り組みを反映

第2節 緑のもつ様々な機能

緑は、都市の環境を構成する重要な要素であるとともに、多くの生物の命を育んでいます。また、緑は、多様な機能を有しており、快適で潤いのある市民生活を支える役割を担っています。

①環境保全機能

- ・緑は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、酸素を供給するため、大気を浄化する働きがあります。また、二酸化炭素の増加による地球温暖化を抑制します。
- ・緑は、様々な動植物の生育・生息場所として、多様な生物を育みます。
- ・森林は、土壌に降水や融雪水を浸透させる過程で、水質の浄化を行います。

②レクリエーション機能

- ・公園や散策路などは、身近な憩いの場や健康の維持・増進の場となり、様々なレクリエーションの機会を提供します。
- ・緑は、ストレスや視覚的な疲労を軽減し、人々に心のやすらぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにしてくれます。

③防災機能

- ・山地や農地の緑は、降水や融雪水などの土壌への浸透を促進し、洪水を和らげるとともに、土砂の流出や崩壊を防ぎます。
- ・公園や緑地などのオープンスペースは、災害時の避難場所や火災の延焼防止帯、復旧活動の拠点となります。
- ・街路樹などのまとまった樹木は、火災の延焼を防ぐほか、風雪被害などを軽減します。

④景観形成機能

- ・森林や里山、農地などは、緑豊かでやすらぎを感じさせる景観をつくれます。
- ・街路樹や建物周辺の樹木、公園緑地など、まちなかの緑は、都市の景観に潤いと季節感を与えてくれます。
- ・緑は、地域固有の風土や歴史と深くかかわっており、まちの個性や風格を形成するとともに、人々の地域への愛着心の向上にも貢献します。

⑤地域活性化機能

- ・樹木は、家や家具などの材料として広く使われるほか、木質バイオマスとして利用されるなど、木を活用した地域産業づくりに貢献します。
- ・樹林地や田園などは、果実や山菜、農作物など様々な恵みを与えてくれます。
- ・地域固有の特色のある緑や美しい景観は、観光資源としても活かすことができます。

第2章 緑の現状と課題

第1節 地域の特徴

- ・市域は、東西に約81km、南北に約55kmにおよび、面積は2177.61km²で、日本一広い市です。
- ・市域の約92%を森林が占めており、豊かな緑に囲まれ、日本有数の森林資源を有しています。また、豊かな自然環境により、多様な動植物が生育・生息しています。
- ・東部には飛騨山脈（北アルプス）が南北に走り、槍ヶ岳、奥穂高岳、焼岳、乗鞍岳などの名山が連なっています。西部には白山連峰を望むことができます。
- ・中央部の宮川、南部の飛騨川、西部の庄川など多くの清流があります。
- ・山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,700mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいます。
- ・平地は、中央から北部に位置する高山盆地、国府・古川盆地にまとまってある以外は、河川沿いに点在しています。
- ・市街地には、二つの重要伝統的建造物群保存地区など歴史的な町並みが残っており、通りの向こうには里山の美しい緑を見ることができます。郊外には昔ながらの農山村風景が残っています。
- ・気候は、全体的には内陸性気候であり、気温の年変化や日変化が大きいのが特徴です。夏は涼しく、冬期は厳しい寒さとなり多くの積雪があります。



市街地と飛騨山脈（北アルプス）



農山村風景

第2節 高山市の緑の現状

(1) 地域別の緑の現況

① 森林地域の緑

本市の森林面積は、20万 ha 以上と市域の約92%を占め、日本一広い森林面積を有するとともに、その広さと多様さは、自然環境を特徴づけています。民有林と国有林の比率は3:2であり、民有林のうち、マツ類やコナラ・ミズナラ・ブナなどの広葉樹からなる天然林は6割を占めています。一方で、スギやヒノキなどの人工林の面積は約4割を占め、県内の他地域に比べて低い割合となっています。

また、森林には、それぞれの植生を構成する多様な植物と、植生に対応した多様な動物や鳥類、昆虫類が生育・生息しており、ツキノワグマやクマタカ、イヌワシなどの森林性の大型動物が生息していることは、広大な森林がある本市ならではの特徴です。

これらの緑は、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を抑制するとともに、水源かん養機能、山地災害の防止、木材の生産など多様な役割を担っています。



中部山岳国立公園内のブナ原生林

② 市街地の緑

本市の市街地では、日常的なレクリエーションの場となる身近な公園緑地をはじめ、まちなかの休憩場所となる「憩いの場」などの整備により緑化が行われています。また、観光・行楽地として親しまれている城山公園や市街地周辺の里山には緑地が保全されており、伝統的な建造物が残る町並みの景観を引き立たせているほか、通り沿いなどから望む里山やその先の山々のつながりにより緑の豊かさが実感できる景色が形成されています。また、街路樹や沿道への植栽による緑化や市役所等の公共施設の周りの緑化、住宅地における庭木や生け垣の設置など、行政と市民等との協働により緑豊かな環境づくりが行われています。

これらの緑は、私たちの日常生活の最も近くに存在し、生活環境に潤いとやすらぎをもたらす要素として重要な役割を担っています。



まちなかの休憩場所「憩いの場」

③ 田園地域の緑

本市には農山村風景が数多く残されており、里山等の豊かな緑や清流など、美しい自然景観と一体となって日本のなつかしい原風景を形成しています。また、古来より受け継がれてきた棚田や車田などの農耕習俗が残されている地域もあります。

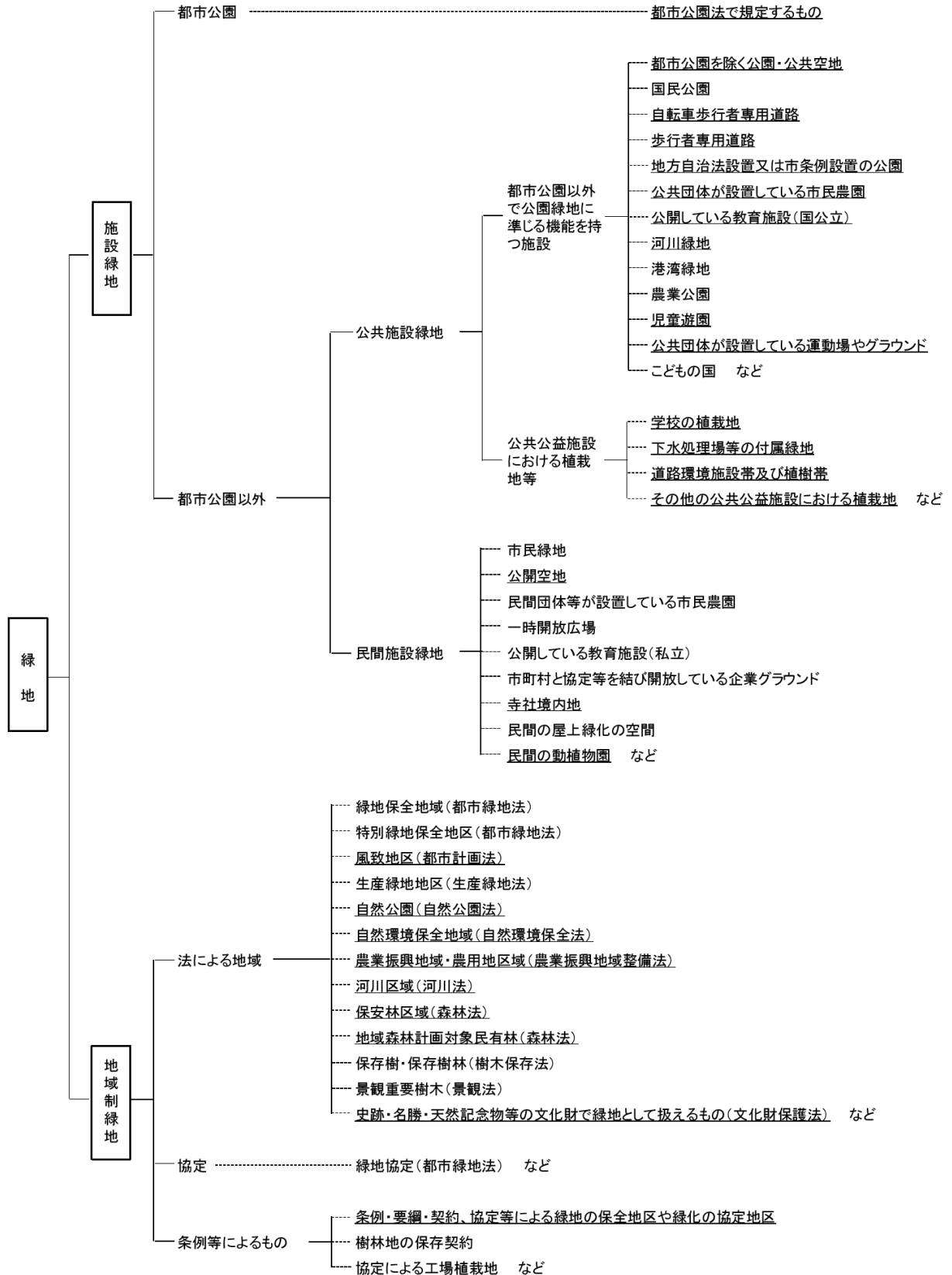
これらの緑は、農産物の生産の場であるとともに、私たちに心のやすらぎを与え、ホタルや小動物など身近な動植物の生育・生息空間としても重要な役割を担っています。また里山や農地は、雨水の貯留浸透や土砂災害の防止機能を持つほか、グリーンツーリズムや農林業体験の場としても利用されています。



滝町の棚田

(2)施設緑地と地域制緑地

本計画が対象とする緑地は、公共施設等として管理される「施設緑地」と、法律や条例等により確保される「地域制緑地」に大別され、それぞれ次のように分類されます。



*アンダーラインは本市内にあるもの

資料: 緑の基本計画ハンドブック

①施設緑地

施設緑地は、都市公園法に基づいた都市公園、公共施設緑地(都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ公共施設等)、民間施設緑地(民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設)に区分されます。本市には36箇所の都市公園があり、公共施設緑地としては地区公園(支所地域の公園)や児童遊園のほか、公立学校の植栽やグラウンドなどがあります。また、民間施設緑地としては寺社境内地や、町内会等の民間で管理している公園や緑地などがあります。本市の主な施設緑地は次のとおりとなっています。

種別			都市計画決定		開設	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	8	1.18	14	2.59
		近隣公園	1	2.30	3	6.67
	都市基幹公園	総合公園	1	24.60	1	24.63
		運動公園	1	12.90	1	12.91
	緩衝緑地等	特殊公園	-	-	5	10.03
		都市緑地	1	6.10	9	5.76
広場公園		-	-	3	0.18	
合計			12	47.08	36	62.77
一人当たり都市公園面積(m ² /人)					9.5	

公共施設 緑地	地区公園	-	-	34	56.56
	児童遊園	-	-	6	3.08

②地域制緑地

地域制緑地には、法による地域指定を受けているもの、県や市の条例により指定されているものなどがあります。本市の主な地域制緑地は、保全の目的に応じ次のとおりとなっています。

区分	項目		箇所数	面積(ha)
法によるもの	風致地区	(都市計画法)	4	229
	自然公園	(自然公園法)	7	31,566
	農業振興地域・農用地区域	(農業振興地域整備法)	-	8,496
	河川区域	(河川法)	72	-
	保安林区域	(森林法)	-	119,944
	地域森林計画対象民有林	(森林法)	-	119,733
	国指定文化財の緑地	(文化財保護法)	10	-
条例等によるもの	自然環境保全地域等	(岐阜県自然環境保全条例)	7	484
	みどりの保全契約対象区域	(高山市の緑を守り育てる条例)	72	53
	保存林・保護地区		21	140
	県指定文化財の緑地	(岐阜県文化財保護条例)	50	-
	市指定文化財の緑地	(高山市文化財保護条例)	224	-

(3)機能別の緑の現況

①環境保全機能のための緑

■自然公園

市内には3,000m級の高山が連なる中部山岳国立公園と、白山を主峰とする白山国立公園の2つの国立公園が自然公園法に基づいて指定されているほか、岐阜県立自然公園条例に基づいて5箇所の県立自然公園が指定されています。これらの自然公園は、自然を保護しながら利用増進を図る区域であり、多くの自然愛好家や観光客が訪れています。



中部山岳国立公園（新穂高）

国立公園	中部山岳国立公園、白山国立公園
県立自然公園	宇津江四十八滝県立自然公園、位山舟山県立自然公園、野麦県立自然公園、せせらぎ渓谷県立自然公園、御嶽山県立自然公園

■自然環境保全地域

市内には岐阜県自然環境保全条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要とされる自然環境保全地域が3箇所、また、居住地周辺の自然環境で保全することが良好な生活環境の維持に資するとされる緑地環境保全地域が4箇所指定されています。これらの地域は特徴ある自然環境の保護を基本に、継続的な自然環境変遷動向調査が行われています。

自然環境保全地域	山中山自然環境保全地域、秋神自然環境保全地域、御前岳自然環境保全地域
緑地環境保全地域	千光寺緑地環境保全地域、荒城神社緑地環境保全地域、水無神社緑地環境保全地域、日和田・小日和田緑地環境保全地域

■天然記念物

天然記念物は、国、県、市それぞれが文化財保護法や条例に基づいて指定しています。植物の群生地や鎮守の森など、面的に保護するものは自然保護地区的な機能も併せもちます。また、生物種の保護はその地域の生物多様性を保全することにもつながります。区域や種が対象になっている主な天然記念物は次のとおりです。

国指定天然記念物	一位森八幡神社社叢
県指定天然記念物	高山城跡、春日神社のフジ社叢、森茂白山神社社叢、山中峠のミズバショウ群落、フクジュソウ群落、スズラン・レンゲツツジ群落、子ノ原高原レンゲツツジ群落
市指定天然記念物	高山城跡及びその周辺の野鳥生息地、小鳥峠ミズバショウを含む湿原植物群、カタクリ群生地、苅安湿原植物群自生地、あらかぎ湖原生林、フクジュソウ群生地、双六谷の岩ツツジなど

■保存樹、保存林、保護地区など

高山市の緑を守り育てる条例では、良好な自然環境を確保し、美観風致を維持するために、樹木、林地、草原、湿地等をそれぞれ保存樹、保存林、保護地区に指定して保全する制度があります。面的に保全する保存林及び保護地区の指定状況は、21箇所で140haに及びます。

②レクリエーション機能のための緑

■公園

本市には現在、36箇所の都市公園が整備されており、合計で約63haの面積があります。都市計画区域の住民一人当たりの面積は約9.5㎡で、これは高山市都市公園条例で定める標準面積の10㎡以上を下回っています。また、支所地域には34箇所、約57haの地区公園があります。これらの公園は、身近な緑とのふれあいの場として広く利用されています。



昭和児童公園（ポッポ公園）

市街地における身近な公園	昭和児童公園(ポッポ公園)、市民広場、宮川水辺ふれあい公園、宮川緑地公園、川上別邸史跡公園など
市街地周辺の自然が豊かな公園	城山公園、北山公園、くぬぎ公園、原山市民公園、松倉シンボル広場など
自然や花が楽しめる地区公園(支所地域)	尾崎城公園、桜つつみ公園、荘川桜公園、臥龍公園、あららぎ公園、美女高原公園、桜野公園、鍋平園地など

■公園以外の施設等

本市には公園以外にも、花の森四十八滝山野草花園などの山野草園や遊歩道・キャンプ場など緑や花が楽しめる施設が多数あります。また、夏場のスキー場では広いゲレンデを利用してコスモスやヒマワリなどが植栽されているところもあり、市民等の目を楽しませています。



花の森四十八滝山野草花園

■生活環境保全林

森を散策することで心身に安らぎを感じるといった機能を「森林の保健休養機能」といい、森林の持つ大切な機能の一つです。生活環境保全林はこの機能を十分に発揮させるために整備された森林で、市内には10箇所あります。自然と親しみながら心身の健康づくりができるよう、森林内には遊歩道や東屋などが設置されており、森林浴や自然体験学習の場として利用されています。



あさひの森

生活環境保全林	小鳥の郷、大梨洞地区、西ウレ地区、大倉地区、大原地区、荘川であいの森、あさひの森、望岳の森、洗心の森、宇津江地区
---------	--

③防災機能のための緑

■保安林区域

森林の持つ様々な機能について特に発揮させる必要がある森林を、森林法により保安林として指定し、治山事業の実施等により保全を図っています。本市では119,944haの森林が保安林に指定されています。保安林では水源かん養や土砂流出防備など、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。本市の保安林の種類別面積は、次のとおりとなっています。

単位：ha

水 源 かん養	土砂流出 防備	土砂崩壊 防備	干害防止	なだれ 防止	落石防止	保 健	合 計
101,809	16,882	798	115	32	20	288	119,944

■河川・街路樹・公園緑地

市街地の中にある河川敷空間や街路樹のある道路、まちなかの公園や緑地は、市街地火災時の防火帯として機能する役割を担っています。また、公園や緑地などのオープンスペースは災害発生時の一時避難場所や復旧活動の拠点としても利用できます。

市街地を流れる河川	宮川、江名子川、苔川、大八賀川
街路樹のある道路 (市道)	けやき通り(岡本線)、広小路通り(花里広小路線)、本町通り(本町線)、記念通り(八幡大新町3号線)など
まちなかの公園	市民広場、昭和児童公園(ポッポ公園)、宮川水辺ふれあい公園、宮川緑地公園など

④景観形成機能のための緑

■風致地区

城山公園や市街地周辺の里山には豊かな緑が保全されており、重要伝統的建造物群保存地区や東山寺院群など歴史的な建造物が残る町並みの景観を引き立たせています。市街地周辺の緑地は、まちの表情を形成するとともに潤いを与えています。これらの貴重な緑地の保全と都市の風致の維持のため、本市では都市計画において4箇所の風致地区を定めています。



東山風致地区

風致地区	城山風致地区、松倉風致地区、北山風致地区、東山風致地区
------	-----------------------------

■景観重点区域

高山市景観計画では市全域を景観計画の区域とするとともに、特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域を景観重点区域として指定しています。景観重点区域では建築物や屋外広告物の色彩、形態意匠などについて詳細な制限を設け、それぞれの地域の特性に応じた景観づくりを推進しています。現在は4つの景観区分による14地区の景観重点区域を指定しています。



清見せせらぎ街道景観重点区域

景観区分	名称
自然景観	奥飛騨温泉郷景観重点区域、高根景観重点区域
市街地景観	城下町景観重点区域、風致地区景観重点区域、中心商業景観重点区域、里山景観重点区域
農山村景観	滝町根方景観重点区域、丹生川町北方法力景観重点区域、荘川町一色惣則景観重点区域、朝日町立岩景観重点区域、上宝町長倉景観重点区域
街道景観	新宮町国道158号景観重点区域、高山国府バイパス景観重点区域、清見せせらぎ街道景観重点区域

⑤地域活性化機能のための緑

■地域森林計画対象民有林

地域森林計画は、都道府県知事が国の定める全国森林計画に即して、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備や保全の目標などを森林計画区ごとに明らかにする計画で、市町村森林整備計画の策定にあたっての指針となるものです。本市では119,733haの民有林がこの計画の対象となっており、適正な森林施業の実施や森林の保全により森林資源の健全な維持増進に努めています。

■農業振興地域・農用地区域

農業振興地域は、将来にわたって農業の振興を図るべき地域であり、農用地区域とは農業振興地域内において集団的に存在する農地や生産性の高い農地など農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域です。農用地区域に指定された土地は原則として農地以外の目的に使用することはできません。本市では8,496haの農用地区域が指定されており、水稻や高冷地野菜・飼料作物・大豆・ソバなど様々な作物の作付けが行われています。



ソバの栽培（荘川町）

第3節 緑に関する情勢等

(1) 緑に関する法令の改正

近年、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている一方で、我が国は世界と比較して都市における緑地の充実度が低く、また減少傾向にあるとの課題がある中、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現していくために、令和6年11月に都市緑地法等が改正されています。

■都市緑地法の改正の主な内容

- ・国主導による戦略的な都市緑地の確保として、緑地の保全等に関する国の基本方針が策定されました。（令和6年11月）
- ・貴重な都市緑地の積極的な保全・更新のための支援として、緑地の機能維持増進事業について位置づけ、緑地の買入れを代行する国指定法人が創設されました。（令和6年11月）
- ・緑と調和した都市環境の整備への民間投資の呼び水として、民間事業者等による緑地確保の取り組みの認定制度の創設や、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度が創設されました。（令和6年11月） 優良緑地確保計画認定制度（「TSUNAGツナグ」）



(2) 緑に関する情勢や動向

■人口減少・少子高齢化の進行

本市では、日本全体よりも早いペースで急速に人口減少や少子高齢化が進行することが予測されています。社会活動や経済活動が縮小する中で、様々な分野における担い手不足が懸念されています。

■防災・減災機能の重要性

頻発する豪雨災害や倒木被害、地震などにより緑の機能（水源かん養、避難スペースなど）が重視されています。

■まちづくりGXの推進

国では、「気候変動への対応」（CO₂の吸収、エネルギーの効率化、暑熱対策等）や、「生物多様性の確保」（生物の生息・生育環境の確保等）に加えて、人々のライフスタイルの変化を受けた「Well-beingの向上」（健康の増進、良好な子育て環境等）の実現に向け、都市における緑地の保全及び機能発揮や、都市緑地等における生物多様性の確保のための取り組みを推進しています。

第4節 緑に関するこれまでの取り組みと課題

(1) 緑に関するこれまでの主な取り組み

市では、前回計画の基本方針に基づき、緑の「保全」、「創出」、「活用」の観点から、様々な取り組みを実施してきました。主な取り組みは次のとおりです。

基本方針① 受け継がれてきた豊かな緑を「保全」する

- 森林の保全及び適切な管理
 - ・ 100年先を見すえた森林づくりの推進
 - ・ 原生林や天然林の保護による美しい自然景観と豊かな自然資源の保全
 - ・ 天然更新を主体とした広葉樹林施業や針広混交林施業など多様な森林づくり
- 自然環境と生物多様性の保全
 - ・ 都市部の自治体や企業との協働による健全で豊かな森林づくり
 - ・ 野生動植物の生育地・生息地の保全や自然保護団体の育成・支援などによる地域特有の自然資源の保護
 - ・ 希少動植物の保護、特定外来生物の防除、原生林の保護などによる生態系の保全
- 農地の保全
 - ・ 地域の農業生産基盤の整備
 - ・ 農山村地域の多面的機能の維持・向上
 - ・ 狩猟者・捕獲技術者の育成・確保などによる鳥獣被害対策
- 水辺の保全
 - ・ 自然生態系に配慮した水辺空間の創出や生物の生息地と水質の保全
 - ・ 河川美化活動などによる美観の維持
 - ・ 水害や土砂災害に備えた防災施設の強化
- 里山の保全
 - ・ 里山景観や防災機能の保全
 - ・ 都市住民やNPO、企業等との連携による里山の森林づくり

基本方針② 身近な場所に質の高い緑を「創出」する

- 公園の整備
 - ・ 利用者等のニーズを踏まえた公園の整備や適正配置
 - ・ 既存公園の安全管理及び利用環境の向上
 - ・ 地域に親しまれる公園づくり
- 公共性の高い場所の緑化
 - ・ 既存・新設の公共施設における緑化の推進
 - ・ 市街地における休憩場所等の充実と回遊性の向上
 - ・ 道路整備における緑化の推進や周囲と調和した道路景観の創出
- 民有地の緑化
 - ・ 宅地や事業所工場敷地等の緑化促進による周辺環境との調和
 - ・ 市街地等における緑化の促進と景観の向上
 - ・ 地域住民の身近な憩いの場である寺社境内地の緑の保全

基本方針③ 地域独自の特色ある緑を「活用」する

■ 貴重な緑の活用

- ・ 自然公園における自然生態系や自然景観の保護、施設の利用促進
- ・ 地域資源の活用による多様な旅行形態の創出
- ・ ユネスコ世界自然遺産やジオパーク、ユネスコエコパークの活動の推進

■ 歴史的な緑の活用

- ・ 歴史的建造物の背景として潤いのある市街地景観を形成している里山の緑の保全及び活用
- ・ 緑を活かした歴史的風致の維持向上
- ・ 高山城跡・松倉城跡など緑と調和した史跡等の保存と活用

■ 豊富な森林資源の有効活用

- ・ 市産材を利用した住宅・事務所等の建設への支援や公共施設の木造化・内装木質化などによる木材需要の拡大
- ・ 地域材・間伐材のPRによる都市部での利用の拡大
- ・ 木質バイオマスの利用促進などによる再生可能エネルギーの活用の推進と脱炭素社会の形成

■ 学習・体験・交流の場の提供

- ・ 地域特有の自然とふれあう機会の創出、森林学習や自然体験に関する知識・技術を有する指導者の育成・活用
- ・ 農業や林業に親しむ機会の提供
- ・ 森やまち、人や生き物などを愛する心を守り育む活動の推進

■ 緑の普及啓発

- ・ 市民参加による森づくりの推進や緑化意識の高揚
- ・ 環境学習の推進
- ・ 講演会の開催や緑に関する情報共有

公園の再整備

こどもの遊び場の充実や、市民の憩いの場に対するニーズが多様化する中で、市では子どもたちが1日楽しく過ごすことができるような魅力的な公園や、幅広い世代がくつろぐことができる公園の再整備を進めています。

令和7年3月、大型複合遊具等の設置をはじめとした、原山市民公園をリニューアルしました。



令和6年7月、赤保木公園と市民プールを一体とした赤保木交流広場にリニューアルしました。

(2) 現行計画の取り組みから見えてきた課題

本市の緑の施策を進める中で、緑の現況や緑を取り巻く情勢などの整理を行うとともに、現行計画における取り組みについて評価を実施した結果、次の事項が主な課題となっています。

① 社会情勢に合わせた公園の整備

- ・多世代がそれぞれの目的に応じて楽しめる公園整備を進める必要があります。
- ・既存公園の計画的な点検・保全を行い、危険箇所や老朽箇所などの早期把握に努め、安全で快適に利用できる環境整備が必要となっています。
- ・気候変動による暑さ対策として、遊具の改修や日除け施設等の整備の検討を進める必要があります。
- ・魅力的な公園づくりを進めるため、公園の整備方針に基づき計画的に再整備を進めていく必要があります。
- ・市民と協働した公園づくりを進めていく必要があります。

② 市街地における緑地の確保と適切な管理

- ・里山や民有地の間伐などの適切な管理に向けた取り組みが必要となっています。
- ・中心市街地において、誰もが気軽に利用できる憩いの場の整備などによる回遊性の向上を図る必要があります。
- ・大きくなった街路樹が危険木となったり、根上がりによる道路構造物などへの影響があるため適切な管理が必要となっています。
- ・樹木の老朽化による倒木や落ち葉清掃などの地域による管理が難しくなる中で、地域住民と都市の緑との共存のあるべき姿について検討していく必要があります。
- ・緑の保全契約の見直し等により、里山保全のための新たな仕組みづくりを検討していく必要があります。

③ 林業や造園業の担い手確保

- ・持続可能な緑の維持管理を行っていくための担い手確保への支援が必要となっています。
- ・こどもたちに自然と触れ合う機会を創出し、緑化などに対する意識の向上を図るほか、林業や家具製造業などの森林関連産業への関心を高める必要があります。

④ 脱炭素社会の実現に向けた取り組み

- ・本市が有する豊かな自然資源を活用した、エネルギーの地産地消に取り組む必要があります。

⑤ 様々な主体との協働による取り組み

- ・これまでの行政中心の取り組みだけではなく、様々な主体との協働による緑のまちづくりの仕組みを構築し、活動の強化を図る必要があります。

(3)市民アンケートから見えてきた課題

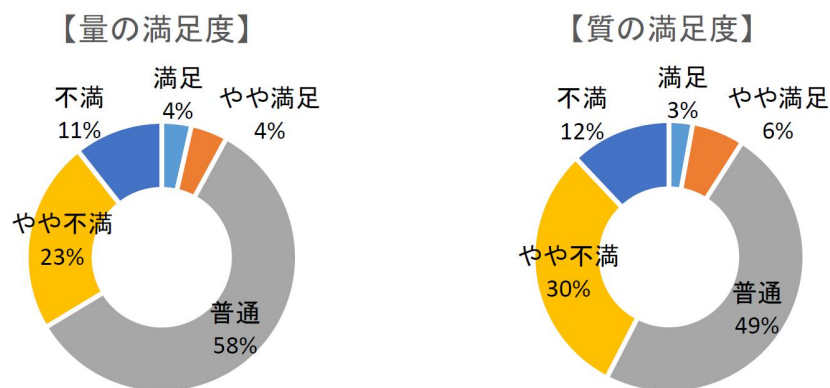
本計画の見直しにあたり、市民意見を反映するために、「市民の緑に関する意識調査」を実施しました。回答内容の集計結果や自由意見から、次の事項が課題となっています。

<市民の意識調査>

調査期間	：令和6年2月9日～2月29日	調査対象者	：市民
調査方法	：Logo フォームによる Web 回答	回収数	：705 件

①量より質への転換が求められている

⇒緑の量を確保するより、緑の質を向上させるための適正な管理や保全、再整備を実施します。



<主な市民意見より>

- ・現状の緑の適切な手入れを行い、良好な自然景観の維持・管理を行うことが求められています。
- ・街路樹や植栽が通行や安全の妨げになっているため、計画的な維持・管理が求められています。
- ・環境・防災面から、適切な間伐などの森林整備が求められています。
- ・人工林から広葉樹への転換など、天然林を守り育てることで良好な自然景観を構築していくことが求められています。
- ・森林整備に携わる人材不足への対応が求められています。
- ・森林環境譲与税を活用し、里山環境の整備や人材確保・育成を行うことが求められています。

②身近な緑の創出が求められている

⇒身近なところで容易に緑に触れることができる機会を創出する取り組みを推進します。

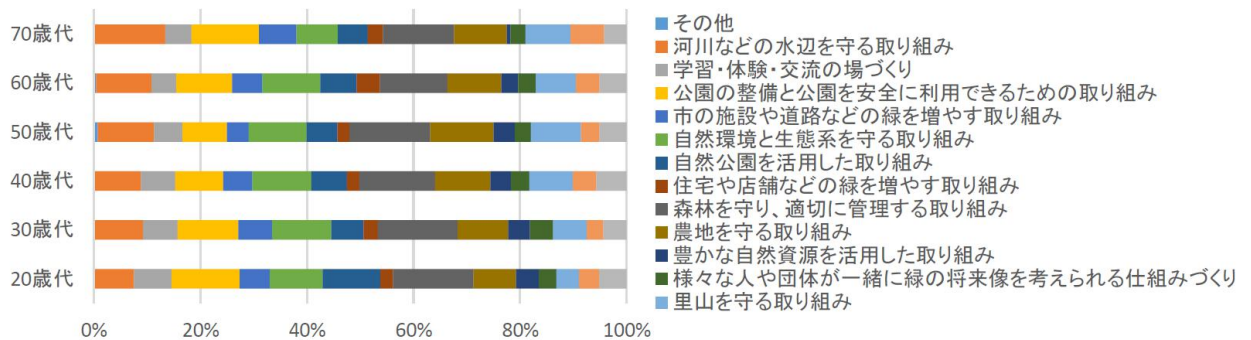
<主な市民意見より>

- ・家族や地域で参加のしやすい身近なイベントの開催が求められています。
- ・森林伐採体験や木を使ったワークショップなど、緑に関わる体験を通して緑の大切さを伝える機会が求められています。
- ・こどもたちに緑の大切さを伝えるイベントの開催が求められています。
- ・市民の健康増進のため、緑が心身の健康に繋がるような仕組みや催しが求められています。

③様々な緑への配慮が求められている

⇒森林、里山、公園など特定した緑ではなく、様々な緑への対応も進めます。

【目指す緑づくり】



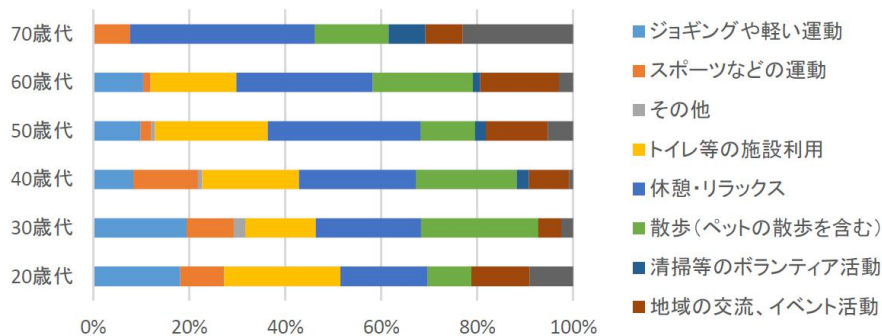
<主な市民意見より>

- ・農地の宅地化等により市街地の緑が減少しており、緑化が求められています。
- ・温暖化防止や熱中症防止の観点から、木陰となるまちなかの緑を増やすことが求められています。
- ・最近の住宅に庭や緑が少なく感じるため、緑化に対する支援が求められています。
- ・河川改修においては自然に配慮した工法を取り入れるなど動植物への配慮が求められています。
- ・宮川を中心とした潤いのある河川空間の整備が求められています。
- ・高山駅西開発において緑化を進めることが求められています。

④公園の環境整備が求められている

⇒子どもが安心して遊ぶことのできる環境を整備するとともに、散歩やジョギングでの休憩場所など、公園機能の充実を図ります。

【公園の利用目的】



<主な市民意見より>

- ・年間を通して子どもが一日中遊べる施設の充実が求められています。
- ・バリアフリートイレへの改修など公園環境の充実が求められています。
- ・公園を利用したマルシェなどの地元住民の交流の場が求められています。
- ・遊具の老朽化などへの適切な修繕や整備が求められています。
- ・緑化とともに日陰や休憩が取れる場所の整備が求められています。
- ・猛暑対策や冬期利用など、年間を通じて快適に利用できる公園環境の整備が求められています。

第3章 基本理念と将来像

第1節 基本理念

本市は、日本一広い面積を有し、その約92%が森林で占められている自然豊かで美しい緑を保有する都市であり、長い歴史により培われてきた伝統文化など豊富な地域資源を有しています。

環境保全や景観形成、レクリエーションなど多様な機能を有する緑は、快適で潤いのある市民生活を支える役割を担っているほか、地域固有の景観資源や豊富な森林資源として活用が図られています。一方で、身近に緑にふれることのできる公園緑地に対する市民の要望は多く、新型コロナウイルス感染症の影響や頻発する災害等により、公園等のオープンスペースとしての緑は、憩いややすらぎが得られ、誰もが利用できる開放的な空間として、また、防災上の面からもその重要性が更に高まっています。

緑を守り、育て、活用することにより市民や観光客など誰もが緑の恵みを受け「潤いとやすらぎを感じることができる緑豊かな環境」を有することが本市の理想の姿であることから、本計画の基本理念について次のように定めます。

基本理念

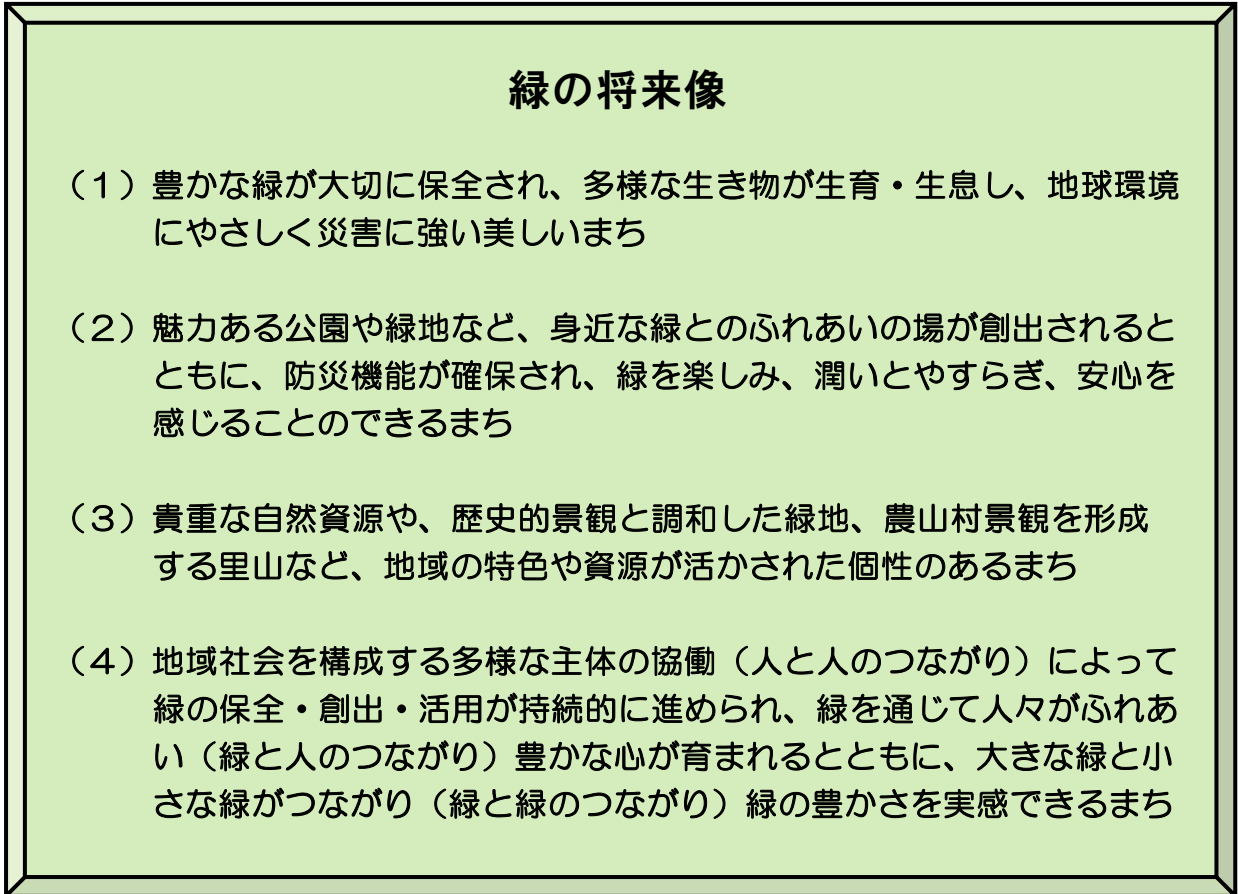
潤いとやすらぎを感じることができる緑豊かな環境の保全・創出・活用



豊かな緑に囲まれた市街地

第2節 緑の将来像

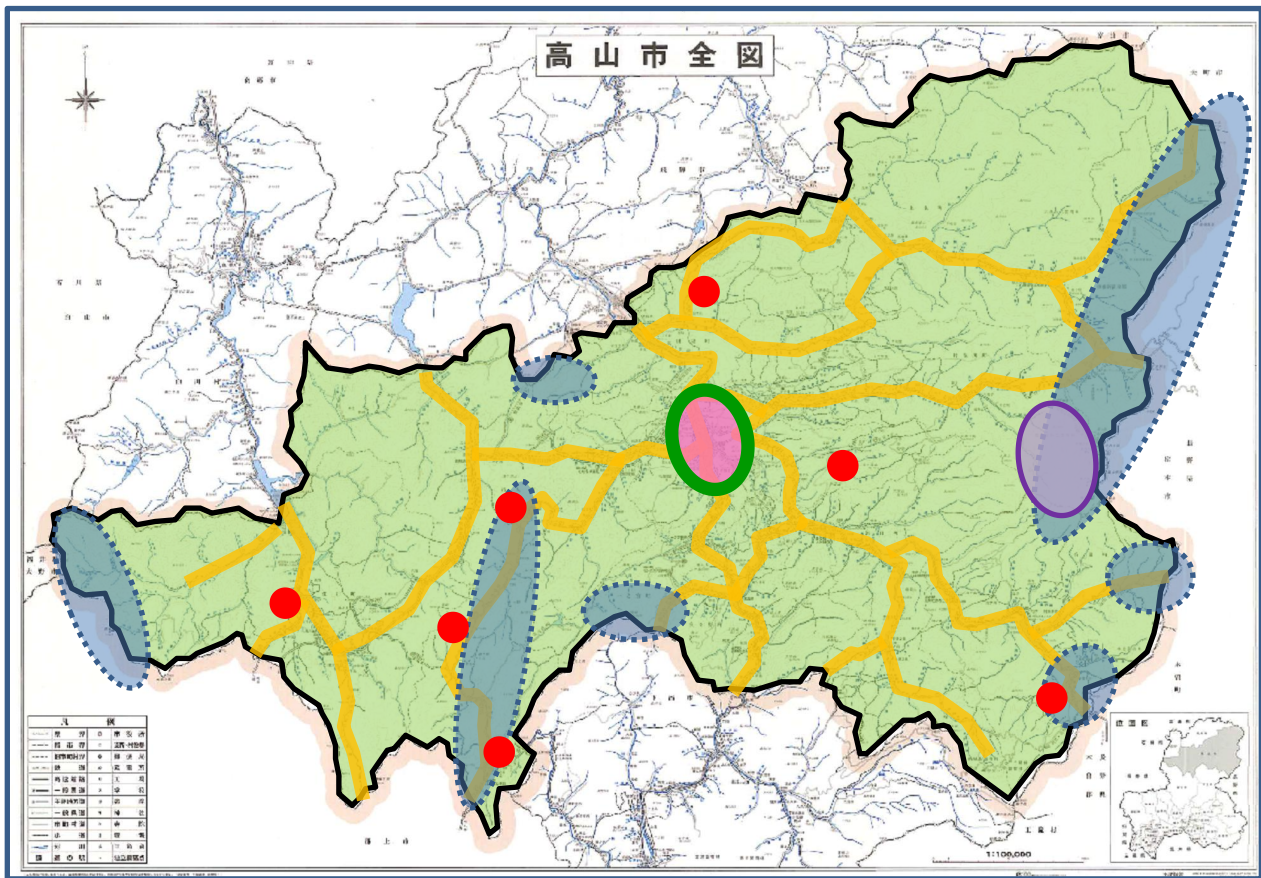
本市の緑の特性や課題、基本理念をふまえ、緑の将来像を次のように定めます。









【将来像のイメージ】



■ 緑の将来像図



凡 例	
	森林の緑・農山村の緑
	歴史的景観と調和した市街地の緑
	市街地を取り囲む緑のネットワーク
	自然公園の緑
	乗鞍山麓五色ヶ原の緑
	河川・道路の緑のネットワーク
	生活環境保全林

第4章 基本方針と目標

第1節 基本方針

緑の将来像を実現していくための基本方針を次のように定めます。

(1) 受け継がれてきた豊かな緑を「保全」する

本市は、日本一広い面積を有し、その約92%を森林が占める緑豊かで美しい自然を持つ都市です。標高差も2,700mを超えるなど地形的に大きな変化に富んでおり、河川の源流も複数有しています。これらの緑は、地球温暖化の抑制に寄与するとともに、防災機能や美しい景観形成といった役割を持ち、豊かな自然の中では多種多様な動植物が生育・生息しています。また、里山や農地などは暮らしの身近にあって、私たちに潤いややすらぎを与えてくれます。



このような、先人から受け継がれてきた豊かな緑や、人々の営みによって古くから育まれてきた里山、農地などを次世代へと継承するため大切に守るとともに、地球環境や生物にやさしく災害に強い美しいまちの実現に努めます。

(2) 身近な場所に質の高い緑を「創出」する

レクリエーションや憩いの場、緑とのふれあいの場を提供してくれる公園緑地や町並みを彩る様々な緑は、私たちが心豊かに安心して快適に暮らしていくために欠かすことのできない重要な存在です。本市には都市公園が36箇所あり、この他にも地区公園や緑地、街路樹や遊歩道などの緑が暮らしの中に癒しをもたらすとともに、防災面においても重要な役割を果たしています。



暮らしに身近なこれらの場所に、オープンスペースとしての質の高い緑の空間や愛着の持てる緑を創出していくことにより、誰もが緑を楽しみ、潤いとやすらぎ、安心を感じることできるまちの実現に努めます。

(3) 地域独自の特色ある緑を「活用」する

本市は、北東部に飛騨山脈(北アルプス)、西部には白山連峰、南部には御嶽山など雄大な自然環境を有しているとともに、伝統的な町並みや東山寺院群など歴史的な建造物と一体となった里山の緑、昔ながらの農山村景観を形成する田園風景など、地域住民の手によって守り引き継がれてきた個性的で特色ある緑が残されています。

自然環境を活かした森林浴やトレッキングなどの健康づくりやスポーツ活動の推進、山岳観光や景勝地巡りなどの観光資源としての活用、歴史ある町並み等と緑の調和によって地域独自の特色ある緑を活用することなどにより、多くの人々が交流し、緑とふれあえる個性のあるまちの実現に努めます。また、次世代継承に向けた学びや体験など緑とふれあう機会の充実を図るとともに、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーや間伐材等の豊富な森林資源の活用を促進し、地場産業の活性化や特色ある地域づくりに努めます。



(4) 様々な主体が「協働」して取り組む

緑の保全・創出・活用が将来にわたって持続的に進められるためには、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協力し、協働により緑を守り育てていく必要があります。また、緑に関する知識を深めるとともに、緑とのふれあいにより、豊かな緑を実感し、緑への思いやりを育てていくことも重要です。

緑化活動に対する支援や協働によって緑を保全していくための仕組みづくり、緑に関する知識・情報を広める取り組みを行い、市民参画を促進することにより、多様な主体の協働により緑の保全・創出・活用が持続的に進められ、緑を通じて人々がふれあい、豊かな心が育まれるとともに、大きな緑と小さな緑のつながりの形成により緑の豊かさを実感できるまちの実現に努めます。



第2節 目標水準の設定

基本方針に基づき、本計画における緑地の保全及び緑化の目標水準を次のように設定します。

指標名		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
(1)	主な地域制緑地の面積	279,968ha	現状維持
(2)	都市計画区域内の住民一人当たりの都市公園面積	9.5㎡/人	10㎡/人
(3)	緑と親しむ日等を実施したイベントや自然学習の参加人数(年間)	1,134人	2,000人
(4)	緑のパートナー制度の登録団体数(累計)	13団体	20団体
(5)	快適な住宅環境や公園、美しい景観への市民満足度	59.4%	向上させる

(1) 主な地域制緑地の面積

市域全体における緑の保全の水準を表す指標として、主な地域制緑地の面積を用い、現状の面積を維持することを目標とします。

(主な地域制緑地：風致地区、自然公園、農用地区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林)

(2) 都市計画区域内の住民一人当たりの都市公園面積

市街地における身近な緑の創出の水準を表す指標として、都市計画区域内の住民一人当たりの都市公園面積を用い、ごみ埋立処分地跡地における公園整備等により、高山市都市公園条例で定めた標準面積である10㎡以上の確保を目標とします。

(3) 緑と親しむ日等を実施したイベントや自然学習の参加人数(年間)

緑の普及・啓発や緑に関する意識の醸成等の水準を表す指標として、緑と親しむ日に実施するハイキングや自然に親しみ学ぶ貴重な体験機会である自然学習の参加人数を用い、年間で2,000人の参加を目標とします。



(4) 緑のパートナー制度の登録団体数(累計)

官民協働による緑地の保全を推進するための指標として、公園等の清掃、草取り、植樹、施設の見回りなどを行う緑のパートナー制度の登録団体数を用い、累計で20団体の登録を目標とします。



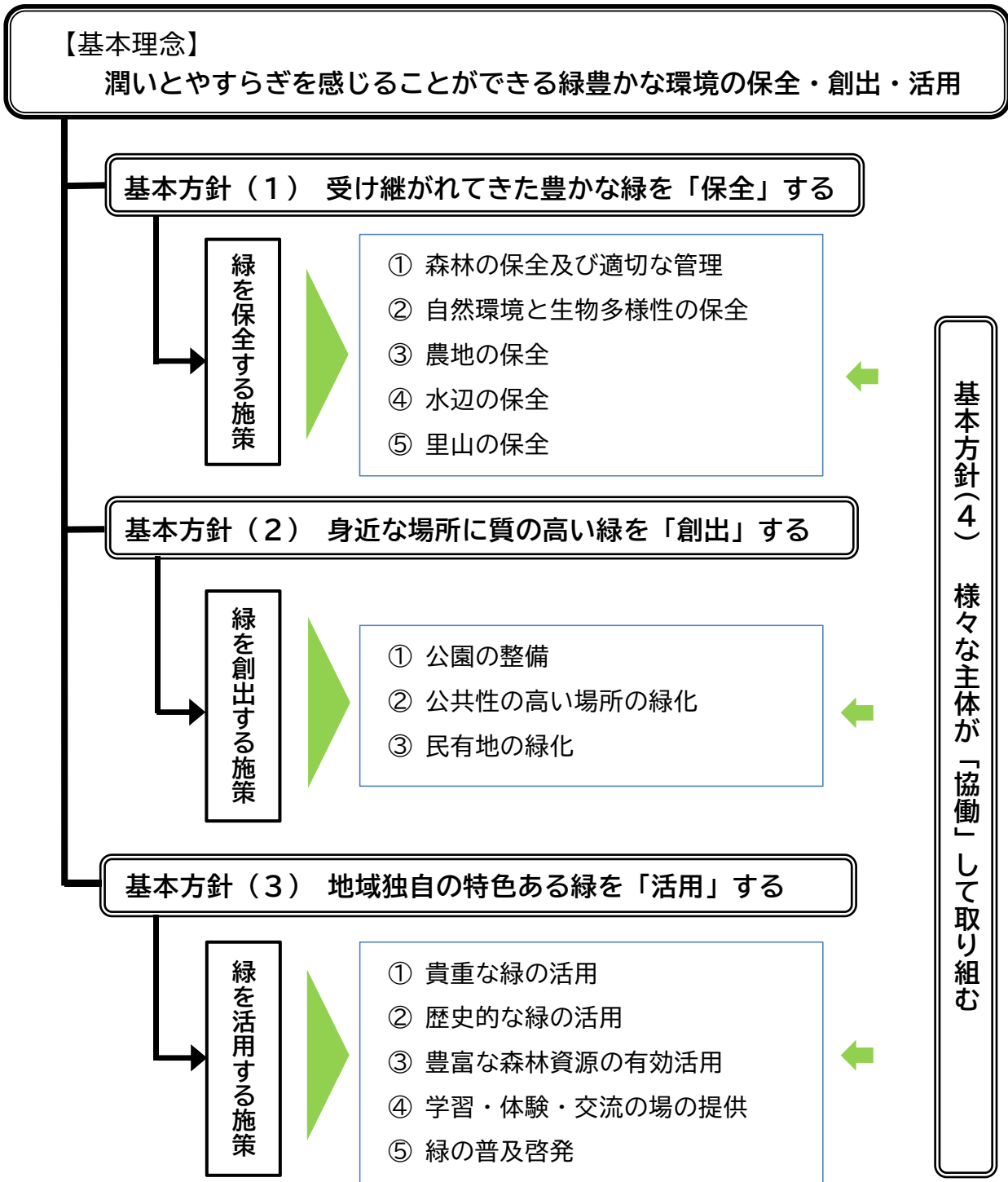
(5) 快適な住宅環境や公園、美しい景観への市民満足度

市民の緑への満足度を表す指標として、第九次総合計画の幸福実感指標を用い、美しい景観への市民満足度を現状より向上させることを目標とします。

第5章 将来像実現のための施策

第1節 施策の体系

緑の将来像を実現するための施策体系は、次のとおりとします。



第2節 施策の展開

現行計画における課題整理の結果、緑の量のさらなる確保よりも、緑の質が向上する保全や活用、再整備といった観点や、人口減少や少子高齢化、生活様式の多様化によるニーズの変化などを踏まえ、取り組むべき課題を検討しました。

基本方針(1) 受け継がれてきた豊かな緑を「保全」する

(1)-① 森林の保全及び適切な管理



取り組み	主な所管課
○100年先を見すえた森林づくりの推進 ・ゾーニング（木材生産林、環境保全林等）に応じた森林整備	森林政策課
○原生林や天然林の保護による美しい自然景観と豊かな自然資源の保全 ・生活環境保全林の適正な維持管理の実施 ・景観保全林や遊歩道等の整備	森林政策課
○天然更新を主体とした広葉樹林施業や針広混交林施業など多様な森林づくり ・広葉樹施業に対する支援の実施 ・広葉樹施業等の研修会の開催	森林政策課
○無秩序な開発・伐採の抑制 ・開発行為に対する適切な指導や助言の実施 ・適切な伐採指導の実施	建築住宅課 森林政策課
○人工林の適切な管理や森林被害対策による健全で豊かな森林づくり ・緑の保全事業による森林整備に対する支援 ・病害・獣害等の森林被害対策の実施	森林政策課 農務課
○災害に強い森林づくり ・緑の保全事業による間伐等の促進 ・治山事業の実施に向けた要望活動の強化 ・森林環境譲与税を活用した重点区域森林の整備 ・持続的に活用できる災害に強い森林作業道づくり	森林政策課
○森林施業の効率化や規模拡大のための市有林の経営委託 ・長期施業委託の実施	森林政策課
○林業の担い手の育成・確保 ・県立森林文化アカデミー学生に対する支援 ・林業就業移住者に対する支援	森林政策課
○林業と建設業との異業種連携による森林づくりの取り組み ・建設業との異業種連携による森林施業や路網整備の実施 ・森林技術者の確保に向けた取り組みの実施	森林政策課

(1)-② 自然環境と生物多様性の保全



取り組み	主な所管課
<p>○都市部の自治体や企業との協働による健全で豊かな森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都千代田区との協定によるカーボンオフセットの森林づくり ・地元企業との協定による森林づくり活動の実施 	森林政策課
<p>○野生動植物の生育地・生息地の保全や自然保護団体の育成・支援などによる地域特有の自然資源の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物群生地の保護や研修会の開催 ・大学や地元町内会との連携による山中峠ミズバショウ群落での保全活動の実施 	文化財課
<p>○希少動植物の保護、特定外来生物の防除、原生林の保護などによる生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の防除講習会や出前講座の開催、市民との協働イベントの開催 	環境政策課
<p>○その土地本来の自然環境の保全・創出や生物多様性の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの森づくりの実施 	環境政策課

(1)-③ 農地の保全



取り組み	主な所管課
<p>○地域の農業生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の確保や農地の集積と集約の促進 ・荒廃農地の再生利用の促進 	農務課
<p>○農山村地域の多面的機能の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用促進 	農務課
<p>○狩猟者・捕獲技術者の育成・確保などによる鳥獣被害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許及び銃所持許可の取得に対する支援 	農務課
<p>○田園風景や里山景観など、やすらぎと潤いのある農山村景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山・農山村景観重点区域における行為の制限や指導等の実施 	都市計画課 建築住宅課
<p>○農業用水路への小水力発電設備の設置などによる自然エネルギーを活用した特色ある農山村地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協働型の小水力発電設備の導入の推進 	農務課

(1)-④ 水辺の保全



取り組み	主な所管課
○水質汚濁の現状把握による生活環境の保全 ・市内主要河川の水質調査の実施	ごみ処理場建設推進課
○河川美化活動などによる美観の維持 ・河川の堤防除草や清掃の実施	維持課
○水害や土砂災害に備えた防災施設の強化 ・防災ダムの保守点検や河川改修、急傾斜地崩壊対策事業の実施	農務課 維持課
○水源地域の保全と適正な排水行為の促進 ・水道水源保全条例による水源地域の指定及び水源の監視	上水道課

(1)-⑤ 里山の保全



取り組み	主な所管課
○里山景観や防災機能の保全 ・開発行為に対する適切な指導や助言の実施 ・里山購入の推進 ・里山保全活動に対する助成方法の見直し実施 ・保全意識を高めるための取り組みや良好な活動等の紹介	都市計画課 建築住宅課
○都市住民やNPO、企業等との連携による里山の森林づくり ・イベント等による森林づくり活動の実施	都市計画課 森林政策課



基本方針(2) 身近な場所に質の高い緑を「創出」する

(2)-① 公園の整備



取り組み	主な所管課
○利用者等のニーズを踏まえた公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ埋立処分地跡地を利用した公園の整備 ・既存公園の再整備 	都市計画課 ごみ処理場建設推進課
○既存公園の安全管理及び利用環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・点検に基づく長寿命化整備計画による公園施設の再整備 ・トイレの洋式化などユニバーサルデザイン化への整備 ・気候変動（熱中症対策、温暖化等）に合わせた日除け施設などの整備 ・冬期開放するトイレなどの凍結防止対策整備 ・児童遊園の遊具等の整備に対する支援 ・移動式「プレーパーク」の開催による遊び場の魅力向上や体験機会の充実などの取り組みの実施 	都市計画課 こども政策課 森林政策課
○地域に愛される公園づくり <ul style="list-style-type: none"> ・緑のパートナー制度（公園等の清掃、草取り、植樹、施設の見回りなど）の周知や登録団体の掘り起こしの実施 	都市計画課
○自然や歴史など地域の資源や特性を活かした公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・在来種等の使用や周囲の景観との調和や手入れのしやすさなどを考慮した適切な樹種による公園の整備 ・各公園の特性を活かした名所づくりの実施 ・公園環境に応じた最適な伐採や枝葉の調整、植替えの実施 	都市計画課
○市民参加による公園づくり <ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働した公園の清掃や草花の手入れなどによる公園づくりの実施 ・公園整備における地域や市民との意見交換会の実施 	都市計画課



スカイパーク



(2)-② 公共性の高い場所の緑化

取り組み	主な所管課
<p>○既存・新設の公共施設における緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金を活用した緑化への支援 ・公共施設における植栽管理、緑化の推進 	<p>森林政策課 ほか全課</p>
<p>○市街地における休憩場所等の充実と回遊性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポット再整備による憩いの場の充実 ・緑と歴史が調和するウォーキングルートの設定・紹介 ・植栽やベンチの設置 ・避難場所等にもなるオープンスペースの確保 ・高山駅西地区まちづくり構想における緑化の推進 	<p>都市計画課 総合政策課</p>
<p>○道路整備における緑化の推進や周囲と調和した道路景観の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良等における植栽の実施など景観に配慮した道路整備 ・調査に基づく危険木の伐採などの適正管理の実施 	<p>建設課 都市計画課</p>
<p>○植栽等による良好な水辺空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いへの植栽の実施 ・手入れのしやすい樹木への植替えの実施 	<p>都市計画課</p>
<p>○良好な道路景観の創出や火災時における延焼防止機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の剪定など計画的な維持管理の実施 ・既存街路樹の植替えや道路構造物に影響を与えている根の除去 	<p>都市計画課</p>
<p>○造園業の担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した担い手育成の取り組みの実施 	<p>都市計画課</p>



(2)-③ 民有地の緑化

取り組み	主な所管課
<p>○宅地や事業所工場敷地等の緑化促進による周辺環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化推進の啓発 ・一定規模の集客施設における緑地設置の指導の実施 ・工場立地法に基づく緑地保全の指導の実施 	<p>都市計画課 建築住宅課 雇用・産業創出課</p>
<p>○市街地等における緑化の促進と景観の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣の設置や高木の植栽等に対する支援（効果を踏まえた見直しの検討） 	<p>都市計画課</p>

○地域住民の身近な憩いの場である寺社境内地の緑の保全 ・ 寺社境内地などにある保存樹等の管理・育成に対する支援	都市計画課
○市街地周辺の緑地の確保 ・ 一定規模の集客施設における緑地設置の指導の実施 ・ 里山の購入の推進 ・ 里山保全活動に対する助成方法の見直し実施	都市計画課 建築住宅課
○庭園や生け垣など周囲の景観と調和した緑の設置の促進 ・ 優れた景観デザインの創出活動に対する顕彰（景観デザイン賞）の実施	建築住宅課

基本方針(3) 地域独自の特色ある緑を「活用」する

(3)-① 貴重な緑の活用



取り組み	主な所管課
○自然公園における自然生態系や自然景観の保護、施設の利用促進 ・ 乗鞍山麓五色ヶ原の森の適切な維持管理の実施 ・ 乗鞍スカイラインマイカー規制の実施 ・ 登山道整備の促進	環境政策課
○地域資源の活用による多様な旅行形態の創出 ・ 地域資源を活用したニューツーリズム・山岳観光・教育旅行等の多様な旅行形態の創出	環境政策課 観光課
○ユネスコ世界自然遺産やジオパーク、ユネスコエコパークの活動の推進 ・ 飛騨山脈ジオパーク構想における地域との連携 ・ 白山ユネスコエコパーク協議会への参画による普及啓発等	環境政策課
○乗鞍岳などにおける環境保全と観光振興の両立 ・ 中部山岳国立公園における環境保全や活用推進に向けた検討や関係機関への働きかけの実施	環境政策課
○建造物の高さや色彩の制限、屋外広告物の規制等による背景となる里山などの眺望景観の保全 ・ 景観計画に基づく建造物の高さや色彩の制限および屋外広告物の規制や指導の実施	都市計画課 建築住宅課
○自然とのふれあいの場としての活用など里山の多様な利用 ・ 里山広葉樹の薪や家具等での利用拡大の促進 ・ 農林業や観光関連団体、地域関係事業などと連携したグリーンツーリズムやエコツーリズムの促進	森林政策課 環境政策課 観光課

(3)-② 歴史的な緑の活用



取り組み	主な所管課
○歴史的建造物の背景として潤いのある市街地景観を形成している里山の緑の保全及び活用 ・風致地区条例などに基づく行為の制限や指導の実施	建築住宅課
○緑を活かした歴史的風致の維持向上 ・景観に配慮した植栽や伝統的なデザインを施した憩いの場の整備	都市計画課
○高山城跡・松倉城跡など緑と調和した史跡等の保存と活用 ・松倉城址等の保存と活用に向けた取り組みの実施 ・城跡を巡る緑とふれあうイベントの開催	都市計画課 文化財課
○景観町並保存連合会等との協働による古い町並界隈の緑化 ・景観町並保存会の活動に対する支援による古い町並界隈の緑化促進	都市計画課
○歴史的な街道の整備や街道沿いの集落景観の保全などによる農山村景観と一体となった緑の保全と活用 ・歴史街道の整備 ・街道沿いの景観重点区域における行為の制限や指導等の実施 ・農山村景観の維持・継承に向けた仕組みづくり	都市計画課 建築住宅課 文化財課

(3)-③ 豊富な森林資源の有効活用



取り組み	主な所管課
○市産材を利用した住宅・事務所等の建設への支援や公共施設の木造化・内装木質化などによる木材需要の拡大 ・匠の家づくり支援事業による市産材の活用促進 ・公共施設の整備における市産材・県産材の活用促進	森林政策課 ほか全課
○地域材・間伐材のPRによる都市部での利用の拡大 ・東京都港区との協定による「みなと水と森ネットワーク会議」を通じた地域材・間伐材のPRの実施 ・都市部自治体との新たな連携の検討	森林政策課
○木質バイオマスの利用促進などによる再生可能エネルギー活用の推進と脱炭素社会の形成 ・公共施設による木質バイオマス熱供給事業やペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に対する支援	環境政策課

<p>○木質バイオマスの利用に必要な原料の安定供給のための林地残材の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木の駅プロジェクトなどによる未利用材の搬出促進 ・間伐材利用・未利用資源活用に対する助成の実施 	森林政策課
<p>○再生可能エネルギーを活用した事業展開による地域経済の活性化と特色ある地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素先行地域づくり事業による地域協働型の小水力発電施設の整備及び製材端材を活用した木質バイオマス熱電併給設備の導入（自然エネルギーの地産地消や地域内資金循環等による地域課題解決） 	環境政策課
<p>○特徴ある特用林産物の生産拡大・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類やセラミック炭、ウルシ、山椒など各地域の特徴ある特用林産物の生産拡大・普及促進 	農務課 森林政策課

(3)-④ 学習・体験・交流の場の提供



取り組み	主な所管課
<p>○地域特有の自然とふれあう機会の創出、森林学習や自然体験に関する知識・技術を有する指導者の育成・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業や観光関連団体と連携したグリーンツーリズムやエコツーリズムの促進 ・乗鞍山麓五色ヶ原の森などを活用した自然環境学習の開催 ・山の自然学校の開催 ・公園や里山、森などが遊びやレクリエーションの場として有効利用される仕組みづくり 	環境政策課 観光課 都市計画課 学校教育課
<p>○農業や林業に親しむ機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の貸出と農業指導の実施 ・荒城農業小学校事業における小学生対象の農業体験の実施 ・林業体験イベント（就業につながる取り組み）等の実施 	農務課 森林政策課
<p>○森やまち、人や生き物などを愛する心を守り育む活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗鞍山麓五色ヶ原の森などを活用した自然環境学習の開催 ・山の自然学校の開催 ・いのちの森づくりの取り組み ・小学生を対象とした河川にすむ水生生物の調査イベントの実施 	環境政策課 ごみ処理場 建設推進課
<p>○保健休養・自然体験学習の場としての生活環境保全林の適切な維持管理や整備、施設の利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境保全林の適切な維持管理・活用の推進 	森林政策課
<p>○市民や都市地域・企業との協働による森林づくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都千代田区との協定などによるカーボンオフセットの森林づくり ・地元企業との協定による市有林を活用した森林づくり活動の実施 	森林政策課



(3)-⑤ 緑の普及啓発

取り組み	主な所管課
<p>○市民参加による森づくりの推進や緑化意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹イベント等の開催 ・ハイキングイベントの実施（松倉山・城山ハイキングウィーク、原山市民ハイキングなど） 	<p>都市計画課 環境政策課 森林政策課</p>
<p>○環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境学習および出前講座の開催 	<p>環境政策課</p>
<p>○講演会の開催や緑に関する情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の普及に関する各種講演会の開催 ・広報・ホームページを活用した情報発信 	<p>森林政策課</p>
<p>○森林や林業、環境保全などに対する子どもたちの理解を醸成するための森林教育・環境教育等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や行政、関係機関が連携した森林教育・環境教育の実施 ・「ひだ木遊館木っずテラス」を利用した木育行事の開催 ・様々な主体との協働による木育・森林環境教育の実施 	<p>森林政策課 学校教育課</p>

基本方針(4) 様々な主体が「協働」して取り組む

協働の取り組み



取り組み	主な所管課
<p>○多様な主体の協働によって緑の保全・創出・活用が持続的に進められるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者との協働による緑化意識の向上を高めるイベントの開催など、緑の将来像を共有する仕組みづくり ・地域や市民との意見交換会の開催などによる、緑の課題を発見し共有・解決できる仕組みづくり ・緑に携わる担い手確保の取り組みなどによる、緑を将来にわたって支えられる維持管理の仕組みづくり ・木育や森林・環境教育の取り組みなどによる、緑とふれあう機会を創出する仕組みづくり 	<p>都市計画課 ほか全課</p>

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

緑の基本計画に位置づけられた施策を推進し、緑の将来像を実現していくためには、市民・事業者・行政など様々な主体が協働する体制を構築していくとともに、行政においては各分野・部署等において相互に連携していくことが重要です。

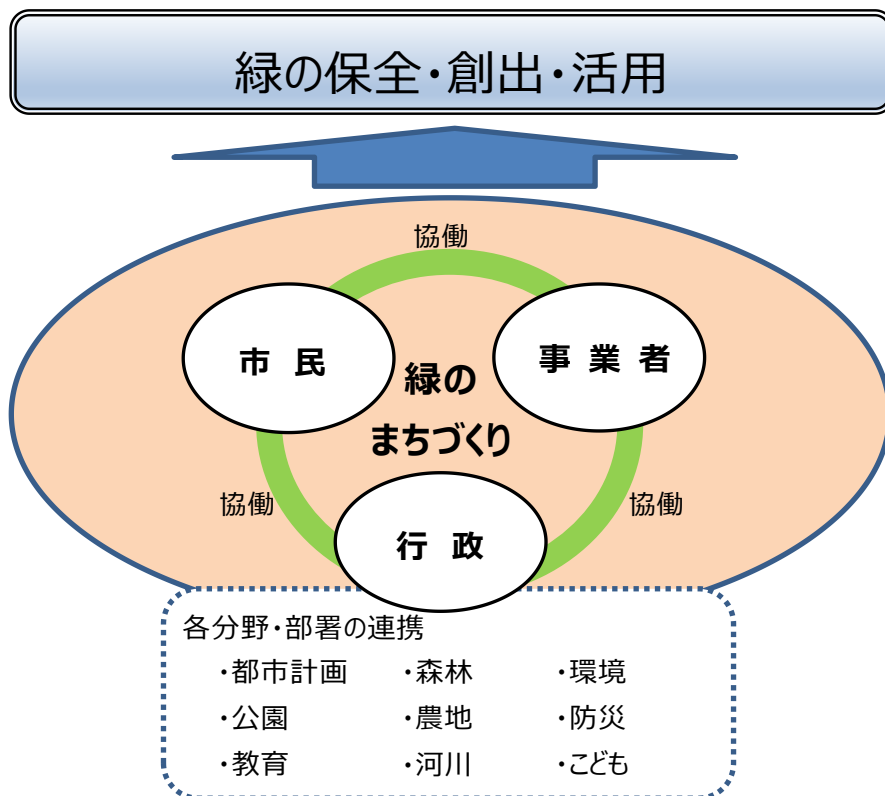
(1) 市民・事業者・行政等の協働による計画の推進

本計画の実効性を高めるためには、市民・事業者・行政等が協働して地域にふさわしい緑地保全や緑化の方法、仕組みづくりについて考えることが重要です。このため、緑に関する情報の共有・交換を図ることなどにより、課題解決や計画の推進に取り組みます。

(2) 庁内における計画の推進

本計画を総合的、計画的に実現していくためには、公園の整備や緑の保全などの施策のほか、都市計画・森林・環境・防災など関連施策と十分に連携を図り、計画を推進していく必要があります。

本計画に位置づけられた個別の施策は、所管する各担当課により実施していくこととなりますが、緑の将来像を実現するため、施策の進捗状況や目標の達成状況などの把握に努めるとともに、各分野・部署の連携により計画を推進します。



第2節 市民・事業者・行政の役割

本計画を推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、具体的に行動することが大切です。

(1)市民の役割

市民は、緑に親しみ、関心を持ち、緑の活動に参加し、身近な緑を守り広げていくことが大切です。

具体的な活動のイメージ

- 身近な地域の緑化に努める。
- 緑に親しみ、緑を愛し養う心を育てる。
- 町内会等による緑化・美化活動、公園や街路樹などの植栽管理等に積極的に協力する。
- 緑に関するイベントやボランティア活動に積極的に参加する。

(2)事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として責任ある事業活動を行う姿勢を保ち、積極的に行動することが大切です。

具体的な活動のイメージ

- 事業所や店舗、その周辺等の緑化を積極的に推進し、適切な維持管理を行う。
- 地域の一員として、道路や公園、河川等の緑化活動や美化活動に積極的に参加する。
- 市民や行政が行う緑に関する活動に協力や支援を行う。
- 自然や環境、景観に配慮した事業活動を行う。

(3)行政の役割

市は、国や県などと行政間の連携を図るとともに、市内の関係部署間の連携を図り、緑に関する施策を推進します。また、市民や事業者等の緑化意識の向上のため様々な取り組みを行うとともに、緑化活動等の支援を行います。

具体的な活動のイメージ

- 公園や街路樹等の整備や公共施設の緑化などを推進します。
- 公園や街路樹等の適切な管理、ニーズに合った整備を行います。
- 市民・事業者等の緑化意識の向上や緑化への参加促進を図るため、緑化イベントの開催や緑化事業のPR、緑に関する情報提供などを積極的に行います。
- 市民・事業者等の緑化活動を支援するとともに、協働によって緑の保全・創出・活用が将来にわたって持続的に進められるよう取り組みます。

参考資料

用語の解説

用語集(五十音順)

【あ行】

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

エス・ディー・ジーズ(SDGs)

平成27(2015)年9月の国連サミットで全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標のことで、持続可能な開発目標を意味する「Sustainable Development Goals」の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットが決められている。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

【か行】

カーボン・オフセット

市民、企業、NPOやNGO、自治体等の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

環境保全区域

高山市森林整備計画で定める公益的機能の高度な発揮で環境保全を重視する森林または森林経営が困難な森林(木材生産区域以外の森林)。

間伐

混み合ってきた森林の一部の木を間引くこと。

木の駅プロジェクト

「木の駅」と呼ばれる拠点集積所に持ち込まれた間伐材の対価を地域通貨で支払うことにより、林地残材の有効活用を進め、地域通貨による地域内経済の循環を図る取り組み。

協働

市民、地域住民組織、事業者、行政等の地域社会を構成する多様な主体が、お互いの存在意義を認識し、尊重し合い、お互いの持てる能力を発揮し、ともに手を携えてまちづくりなどに取り組むこと。

景観重点区域

高山市景観計画において定める特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域。それぞれの地域特性に応じた景観形成基準を定めている。

原生林

伐採その他人間の手の加えられたことのない自然のままの森林。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グリーントランスフォーメーション(GX)

化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

里山

居住地区近くに広がる山林。薪炭材の伐採、落葉の採取などを通じて地域住民に利用されている、あるいは、利用されていたもの。

ジオパーク

ユネスコの支援によって設立された「世界ジオパークネットワーク」が認定する自然公園を世界ジオパークという。地球科学的価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求される。国内には、世界ジオパークとは別に、日本ジオパーク委員会により認定を行う日本ジオパークがある。

自然環境学習

市内の豊かな自然を有する森に入山することをおして、自然を体感し、生物多様性や自然環境に対する理解を深め、高山を守り育てていくための人づくりに資することを目的とした高山市での取り組みの通称。

参考資料

自然公園

すぐれた自然の風景や生物の多様性において、これを保護し確保することを国及び地方公共団体の責務とした「自然公園法」に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。

重点区域森林

災害が起きやすい立地条件に位置する森林であり、かつ大雨による土砂災害を誘発する要因を持った人工林。

針広混交林

針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林。

人工林

人工造林(人為的に苗木や種子を造林地に定着させ森林を造成)によって仕立てられた林。

生態系

ある地域における食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を、総合的にとらえた生物社会のまとまりを示すもの。

生物多様性

地球上にはさまざまな個性や違いを持つ生き物が存在すること。また、人間も含めたその生き物たちが直接的または間接的につながっていること。

【た行】

脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質的に温室効果ガス排出量をゼロにする社会のこと。

多面的機能支払制度

農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的とする国の制度。

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて国が一定額を交付する仕組み。

天然林

主に天然の力で形成された森林。人工林の対義語。

特定外来生物

外来生物の中で、農林水産業、人の生命・身体、生態系へ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものの中から、外来生物法に基づき指定された生物のこと。

【な行】

ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。

【は行】

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)のことで、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされている。「生物由来の有機資源」とは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水(H₂O)と二酸化炭素(CO₂)から、生物が光合成によって生産した有機物のこと。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれ、すべてのこどもが自由に遊ぶことを保証する場所であり、こどもは遊ぶことで自ら育つという認識のもと、こどもと地域と共につくり続けていく、屋外の遊び場のこと。(特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会)

ペレットストーブ

木材工場から排出される樹皮やおが粉、端材等の残材、廃材を細かい顆粒状まで碎き、それを圧縮して棒状に固めて成形した固形燃料(木質ペレット)を燃料としたストーブのこと。

【ま行】

緑のパートナー制度

自主的に公園等の清掃、草取り等の活動をしている方を緑のパートナーとして登録し、花苗や樹木等を支給する高山市の制度。

みどりの保全契約

市街地の緑地の保全が必要な区域で、500㎡以上の山林所有者等と保全契約を締結し、保全契約緑地奨励金を交付することにより緑地の保全を図る高山市の制度。

みなと水と森ネットワーク会議

都市と山間部が共同で低炭素社会の実現をめざすことを目的に、東京都港区と全国の森林資源を豊富に持つ自治体とが協定を締結して構成する連携組織。港区内で建てられる建築物等に国産木材の使用を促すことで地球温暖化防止に貢献する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を推進している。

参考資料

木育

平成16年に北海道で生まれたことばで、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」ことを通じて、「人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む」活動のこと。

木材生産区域

高山市森林整備計画で定める主たる目的が木材生産で継続した経営が可能な森林(森林経営計画が作成された森林)。

木質バイオマス

木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、主に、樹木の伐採や造林時に発生した枝、葉等の林地残材や製材工場等から発生する樹皮等がある。

【や行】

山の自然学校

自然に関する専門家の案内により、ふるさとの山をめぐり、四季それぞれいろいろな生き物や自然の姿を観察し、ふるさとの自然について学ぶことを目的に開催する高山市での取り組みの通称。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。

ユネスコエコパーク

昭和51(1976)年にユネスコが開始した、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とする取り組みのこと(海外では生物圏保存地域:BR(Biosphere Reserves)と呼ばれている)。

ユネスコ世界自然遺産

世界遺産保護条約によって登録されている地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれがある生物の生息などで、特に価値が高いとされた場所。

高山市緑の基本計画

令和7年3月

《発行》 高山市 都市政策部 都市計画課
岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL 0577-32-3333（代表）